



国立病院機構等を見ますと、理事長は矢崎先生、医師であります、理事のところは全員、厚生労働省関係の〇Bが現職の出向でございます。理事

四名と副理事長が全員、厚生労働省関係者であります。

よもよも、これからできます独法、六力所ござりますが、私は、これはいかに何でもいびつだと

等々は認めない方針とも伺っております。

新たにできます六独立行政法人における理事、

本来はスタート時点で選任すべきと思いますが、されどあります。

そもそも、民主党にあつては、天下り

等々は認めない方針とも伺っております。

○足立大臣政務官 問題点は三つあつたと思いま

まずは、一つ。

昨年の鳩山内閣の閣議決定で、公務員の〇Bがポストについている理事については公募するといふふうに決めました。その結果、三月末現在で十

七ポストを公募いたしましたけれども、公務員〇Bはゼロです。先ほど御指摘のあつた二名のこと

ろも、公務員〇Bではなくなるということです。

それから、ナショナルセンターはどうなるか。

これは四月一日に恐らく理事長から発表になるふうに思つておりますが、私のところに今入つてある資料を思い出しますと、〇Bに関しても、極めて少ないというか余りいなかつたという認識であります。それが二点目。

それから、三点目。先ほどのミックスの件だと

法的な脳死判定、これは、その医師を確保することとなつておりますが、そこに常勤であること

ということにはなつていらない。それは議員と

ちょっと見解が違うかもしませんが、私は確保できればいいというふうに考えております。

それが、その施設だけの常勤でということと条件は違うという意味で、ミックスという言葉を

ちょっと使わせていただきました。

○阿部委員 治療過程にかかわらない医師の突然

の脳死判定というのは受け入れがたいと思います。

○藤村委員長 次に、三宅雪子君。

本日は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして質問をさせていただきます。

本日は、限られた時間ですので、三点の課題について質問させていただきます。

願い申し上げます。

先日、何げなく新聞を見ておりましたら、資料

一にござりますように、何と、ホームレスの知的障害者が三四%という驚くべき数字が目に飛び込

んでまいりました。実は、この件は私自身、大変気になつていていたことでしたので、すぐに厚生労働省の方にお聞きしたところ、資料三に基づいて説

レスの中で知的障害者はおよそ1%ということでした。

さまざまの調査方法がありますので、当然、数

字に乖離はあるとは思ふんですけども、余りに

も数字に開きがあるのですが、一体どちらが正しい結果なのかと考えますと、厚労省の調査は、單

に、障害手帳をあなたは持つていてますか、持つて

いませんかというような質問だった、そういう

ことで判断しているとお聞きしました。大変申し

わけないんですけども、こういった形だと正確

な数字を全く把握できない、私はそのように思ひます。

特に、障害を持つ方に関して、九四・六%の

人が持つてないと答えたとありますけれども、

なかなか本人が、特に知的障害の方はそうなん

ですけれども、自分は障害を持つていますと答え

ないんじゃないかと私は思います。

そしてもう一つ、常日ごろから疑問に思つてい

る数字がございます。厚生労働省から発表の障害

者の人数は七百二十四万人となつてしまつて、内

訳は、身体障害者がおよそ三百六十六万人、精神

障害者がおよそ三百二万人、そして知的障害者が

およそ五十五万人ということをございます。

私は、率直に申し上げて、知的障害者が実際の、実態の数字とかけ離れているように感じてなりません。現に、ホームレスの中の知的障害者はカウントに入つていないというお話を伺つております。ですから、少なくともその分は反映をされおりません。数字を把握するということは、当然、実態調査の基本でありまして、対策を立てておられません。

まずは、ホームレスの知的障害者に対する調査は、ホームレスの如きまして、妥当なのかどうか、福祉分野で私が尊敬してやまない山井政務官にぜひお聞きしたいと思います。決して足立政務官を尊敬していられないというわけではありません。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

まずは、ホームレスの如きまして、妥当のかどうか、福祉分野で私が尊敬してやまない山井政務官にぜひお聞きしたいと思います。決して足立政務官を尊敬していられないというわけではありません。

一言で言いますと、療育手帳を持つてない知的障害者の方がかなりおられるのではないか

かということに尽きると思うんです。私も、この間、障害者福祉をライフケアの一つとしており

ますが、同様の問題意識を持つております。

○山井大臣政務官 御質問ありがとうございます。

一言で言いますと、療育手帳を持つてない知的障害者の方がかなりおられるのではないか

かということに尽きると思うんです。私も、この間、障害者福祉をライフケアの一つとしており

ますが、同様の問題意識を持つております。

員御指摘のように、実態を正確に把握していかなければなりませんが、三月二十六日に公表されたことの調査結果では一万三千百二十四人

五千二百九十六人だったホームレスの数が、せん

だつて、直近の数字ですが、三月二十六日に公表されたことの調査結果では一万三千百二十四人

になつたとのことであり、統計上は大幅に減少いたしました。

ただ、私は、この数字を果たして額面どおりに

とつていいかどうか、非常に戸惑いました。リー

マン・ショック以降の経済状況は低迷しております。

雇用情勢はいまだ厳しく、年末年始には派遣

村もことしも設営されるような現状において

ホームレスが順調に減つてきていた。これは喜ばしい結果ではあるんですが、調査結果がちょっと

腑に落ちないところがござります。

昨今、ネットカフェ難民など、いわゆるホーム

この新聞に取り上げられた調査によりますと、ホームレスの方の約六割がうつ病などの精神疾患を抱えている疑いも判明しているということで、I.Q.が四〇から四九の方は、家族や支援者と同居しなければ生活が難しい、五〇から六九の方は、金銭管理が難しく、行政や市民団体による社会的サポートが必要というふうにも指摘されております。

その意味では、この実態をどのように把握するかといいますと、より正確になるのかということを検討してまいりたいと思います。

○三宅委員長 どうもありがとうございます。

こちらにいらしゃいます諸先輩や、特に山井

政務官も中心になりまして、平成十四年にホーム

レスの自立の支援等に関する特別措置法が制定さ

れましたのは御承知おきのとおりでございます。

厚労省の説明では、その結果、平成十五年に二万

五千二百九十六人だったホームレスの数が、せん

だつて、直近の数字ですが、三月二十六日に公表

されたことの調査結果では一万三千百二十四人

になつたとのことであり、統計上は大幅に減少いたしました。

ただ、私は、この数字を果たして額面どおりに

とつていいかどうか、非常に戸惑いました。リー

マン・ショック以降の経済状況は低迷しております。

雇用情勢はいまだ厳しく、年末年始には派遣

村もことしも設営されるような現状において

ホームレスが順調に減つてきていた。これは喜ばしい結果ではあるんですが、調査結果がちょっと

腑に落ちないところがござります。

この新聞に取り上げられた調査によりますと、

ホーメル

スの方の

約六割

がうつ病

などの精神疾患

を抱えている疑いも判明しているということで、

I.Q.が四〇から四九の方は、家族や支援者と同居

しなければ生活が難しい、五〇から六九の方は、

金銭管理が難しく、行政や市民団体による社会的

サポートが必要というふうにも指摘されておりま

す。

既に法が施行され八になりますが、山井政

務官は、御自身が携わりましたホームレス自立支

援特別措置法を現在どのように総括され、どのよ

うに御評価されていますでしょうか。



上げるということでございました。

こうしたことを私ども挙げさせていただいていただけますでしょか。

○山井大臣政務官 三宅委員にお答え申し上げます。

まず、四万円の賃上げであります、昨年四月からの介護報酬の引き上げで約九千円、そして今回の交付金により一万五千円、合計二万四千円アップすると見られておりまして、残り一万六千円。これは、交付金が二年後に切れますので、その残った期間の間に、介護報酬を引き上げるのか交付金にするのか、どちらにするかはまだ決めておりませんが、そこでさらに引き上げて、四年以内にマニフェストの約束どおり、賃金四万円引き上げを目指していきたいと考えております。

また、介護施設の整備も、先ほども阿部委員にも答弁させていただきましたように、本当にこれは相当本気でやらないと目標を達成できませんので、何が問題であるかということを把握しながら、必ずこの施設整備の目標も実現をしてまいりたいと考えております。

○三宅委員 ありがとうございました。

いずれにしても、何度も申し上げますが、民主党政権の大きな意義は社会福祉政策の大転換なのですから、そこにおいて、三役の皆様を先頭に、国民の信頼をかち得る厚労行政となりますよう、強くお願いをしておきたいと思います。

時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤村委員長 次に、水野智彦君。

○水野委員 民主党の水野智彦でございます。本日、初めての質問の時間をお与えいただきまして、大変ありがとうございます。民主党を代表して質問させていただきます。

昨年の末でござりますけれども、平成二十二年度保険点数改定におきまして、コンクリートから

人へという中におきまして、大変財政が厳しい中御尽力をいただきまして、十年ぶりの大幅な医療報改定をいたしました。大変ありがとうござります。

私は、昨年まで歯科診療の現場で地域医療を行つてきた者として、地域医療の現場の声として質問させていただきたいというふうに思つております。

まず、質問の第一でございますけれども、指導監査の問題でございます。

特に、集団的個別指導についての趣旨は、指導対象者となる高点医療保険医に対して教育的観点から指導を実施し、医療保険に対する理解を一層深めることを主眼として行うということでございました。しかしながら、その高点数を理由というところに大変問題があるのではないか、そういうことにおいて集団的個別指導が行われるということに問題があるのではないかというふうに常々感じております。

まず、平均点数が高いことが指導対象になる、その根拠がないということです。確かに、高点数を上げている方の中には不正、不當の方が多くおるということは、もちろん私も承知しているところでございます。ただ、機械的に一枚当たりの平均点の高いもの上位八%を集団的個別指導に呼び、次年度以降実績においても平均点が基準よりも下がらなかつた場合には、集団的個別指導の翌々年度に個別指導を行うということです。そのためには、患者のためには質の高い医療を行つたり、また、一人当たりの実日数がふえれば、平均点数が高くなるのは当たり前の話でございます。

また、今回の改定では、在宅医療の推進が特に取り上げられているということの中で在宅医療への関心が高まつてゐる、そういう中で、在宅や障害者医療は高点数になります。そういうことによつて指導の対象になる可能性が高くなるという可能性がございます。そのため、指導監査を恐れて逆に医療や請求を控えてしまう萎縮診療とな

る可能性が高く、適切な医療が行われない。そういうことによつて、国民にとつてデメリットになる可能性があるのではないかというふうに考えております。

また、私の実体験からも、厚生局や技官によつて診療内容や法的解釈に違いがあることがあり、地域によつては指導が一律でないというような傾向が見られております。

額に汗し、地域住民のため日々患者と向き合つている医師が、このような心配をすることなく安心して診療ができるような配慮をお願いしたい

と思いますが、足立政務官におかれましては、この辺の御見解をお伺いできたらというふうに考えております。

○足立大臣政務官 質問が多岐だったという印象がありますので、ちょっと整理してお答えします。

まずは、水野議員は、私とほぼ同年代で、長年歯科医療に携わつてこられて、非常に厳しい環境であると思いますが、お疲れさまでござります。

そこで、まず、今の指導医療官のことについてなんですが、私は、議員がおつしやつたように個別に具体的に見ていくというのは当然必要なことなんですが、その前の段階で、いわばスクリーニング的に網をかけるということは、それはある意味必要なではなかろうかという気がしております。

す。その方々に対し集団的指導となるわけですから、それ以降はやはり個別的といふことになります。その段階を踏むことは私は必要だらうな思います。

それから、指導医療官については、これは医師がなされているわけですねけれども、公務員としてのルールといいますか、社会的な意味合いといいます。

これから、指導医療官について、これは医師がなされているわけですねけれども、公務員としてのルールといいますか、社会的な意味合いといいます。

内閣の見直し等ありますでしょから、またその中でいろいろと民主党の独自の政策を入れていつておられたたらというふうに考えておる次第でござります。

続きましての質問でございます。

続きましては、ほかでも取り上げられているかと思いますが、海外からの歯科技工物の問題について、政務官にお伺いしたいというふうに考えております。

歯科医療技工物は、そしやく機能の回復のみならず、話すことや審美的要素など、社会的生活を営む上で重要な人工臓器として、長期にわたり口腔内に装着されているものであります。したがつて、歯科医療技工物は、薬事法に規定されている材料基準に基づき、歯科技工法で定められた安全標準を満たした施設で、歯科医師、歯科技工士が安全と質の担保を図りながら作製しているものであります。

綱の見直し等ありますでしょから、またその中でいろいろと民主党の独自の政策を入れていつておられたたらというふうに考えておる次第でござります。